

■ キャッチフレーズ

市民が安全で安心して暮らせる都市さがみはらの実現

■ 局・区の運営の責任者

消防局長 大谷 喜郎
副消防局長 岩田 進一

■ 局・区の役割・目標

- 1. あらゆる災害から市民のいのち・財産を守ります。**
複雑多様化する災害に的確に対処するため、防ぎよ体制の充実・強化を図ります。
- 2. 火災の発生を未然に防ぐため、火災予防の充実に努めます。**
火災予防思想の普及啓発に取り組みます。
- 3. 増加する救急需要に的確に対処し、救命率の向上を目指します。**
一人でも多くの大切な命を救うため、救急業務の高度化・専門化に的確に対応した救急体制の整備を図ります。

■ 局・区経営の視点・方針

1. 消防施設の整備や特殊災害に対応した消防車両を整備します。
2. 住宅防火対策と防火教育を推進します。
3. 高度な救急救命処置のできる救急救命士を全救急隊に計画的に配置します。
4. 政令指定都市の消防職員として一人ひとりが強い自覚と誇りを持ち、資質の向上を目指します。
5. 法令遵守、交通事故防止に積極的に取り組み、信頼される組織とします。

■ 現状と課題

	現 状	課 題
1	地震や風水害等の大規模災害や特殊災害、また高層化・深層化する都市部における災害や市街地以外の地域において発生する山林火災など、あらゆる災害に的確に対応する消防力が求められている。	消防力整備計画に基づき、署所の整備計画にあわせた施設の配置・整備、地域の特性に応じた車両・装備等の導入、部隊の適正配置、専門的かつ高度な隊員教育等を実施し、災害の態様に応じた防ぎよ体制を構築する必要がある。
2	近年における産業構造や就業形態の変化により、全国的な傾向として消防団員の数は年々減少しており、このことは本市においても同様で、地域により消防団員の欠員が生じている。	消防団員の欠員解消のため、今後とも、消防団員確保に向けた方策等の充実・強化を図る必要がある。
3	消防救急無線は、無線チャンネルの不足の解消などの観点から、電波法関係基準の改正により、平成28年5月末までに現在の150MHz帯のアナログ無線から260MHz帯のデジタル無線へと移行することとなっている。	県内各消防本部が共同で整備し広域的な大規模災害で使用する共通波を同時期に運用を開始しなければならない。このことに伴い全ての無線設備を更新する必要がある。
4	平成22年度は一戸建て住宅の戸別訪問を実施し、住宅用火災警報器の設置率が66.3%となった。	設置率100%を目指した継続的な設置促進に加え、たばこなど出火原因に着目した取り組み、住宅防火教育なども含めたさまざまな対策を講じていく必要がある。
5	小規模社会福祉施設、個室ビデオ店等、既存の防火対象物に対し、スプリンクラー設備や自動火災報知設備などの設置義務が拡大された。	消防用設備等の設置を早急に促進する必要がある。
6	平成22年中に救急搬送した傷病者のうち、軽症者の占める割合は、前年比1.1%減少しているものの、52.2%と依然として高い割合となっている。	更に救急車適正利用の普及啓発を進める必要がある。
7	傷病者に対してより高度な救急救命処置を可能にするため、平成22年度までに118名の救急救命士を養成している。また、さらに重篤な傷病者の救命率の向上を図るため、救急救命士の処置範囲の拡大を含めた救急業務の高度化が求められている。	既に養成した救急救命士のうちから気管挿管、薬剤投与認定救急救命士の計画的な養成・配置が必要である。
8	AEDの重要性が認識され、市内の公共施設をはじめ、民間施設においてもその設置が進められているが、地域によってAEDの設置や、救命講習会等への参加数に偏りが見られる。	AED使用可能施設登録制度を開始したことから、更に民間施設へのAEDの設置促進及び有効活用を図る。また、救急自動車到着前のバイスタンダー(その場に居合わせた人)による応急手当や早期のAEDの実施が救命率の向上に寄与することから、救命講習会等の開催を促進する必要がある。

■ 重点目標(H22評価とH23目標)

【○:H22単年度目標、◎:H22・23継続目標、新:H23新規目標】

	事務事業名		平成22年度		平成23年度 指標・目標	
	事務事業の概要	指標・目標	実績・評価等			
1. あらゆる災害から市民の命・財産を守ります。						
1-1	◎	消防署所整備事業	藤野分署の移転整備 (地質調査、基本設計)	実績	予定どおり、地質調査及び基本設計を実施した。	藤野分署の移転整備 (実施設計)
		評価		予定どおり実施した。		
1-2	◎	消防団詰所・車庫整備事業	消防団詰所・車庫の建替数2棟	実績	さがみ縦貫道路の工事遅延及び移転用地の取得直前に相続が発生したことにより、繰越明許とした。	消防団詰所・車庫の 建替数3棟
		評価		建設工事は繰越となったが、地元調整及び消防団との調整を行い、2棟とも実施設計を完了した。		
1-3	◎	消防団組織の体系づくり	1団組織の体系づくり	実績	消防団と1団体制の構築に必要な詳細を具体的に検討した。	平成24年度当初からの再編に向け諸手続きを行う。
		評価		具体的内容が決定された。		
1-4	◎	消防団員の確保	100%に近づける	実績	定員1,707 実員1,568 91.9%	定員に対する充足率を100%に近づける。
		評価		昨年比1ポイント減		
1-5	○	消防水利の整備事業	南区相武台地域に40㎡級耐震性貯水槽1基設置するほか、市内一円に消火栓31基を設置する。	実績	南区相武台団地に40㎡級耐震性貯水槽1基及び消火栓24基を設置した。	
		評価		耐震性貯水槽については、予定どおり設置できた。また、消火栓の設置については、水道局の工事に併せ、必要箇所にて24基を設置した。		
1-6	○	特別高度救助隊の創設に向けた車両、資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊災害対応自動車及び高度探査装置等を整備する。 ・高度な救助技術等を習得させるための隊員教育を実施する。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・特別高度救助隊を発隊し車両、資機材の整備を行った。 ・愛称を「スーパーレスキューはやぶさ」に決定した。 	
		評価		<ul style="list-style-type: none"> ・車両及び資機材の整備が予定どおり完了した。 ・外部講師による高度救助隊員研修を実施した。 		
1-7	◎	デジタル消防救急無線整備事業	基本設計の実施 (市費単独分)	実績	計画どおり基本設計(市単独整備分)を実施した。	実施設計の実施(共同整備及び市単独整備分)
		評価		予定どおり実施した。		
1-8	新	特殊災害に対応するため、車両及び資機材の整備	—	実績	—	救助工作車及び先端屈折はしご付消防自動車を整備する。
		評価		—		

2. 火災の発生を未然に防ぐため、火災予防対策の充実に努めます。

2-1	◎	住宅防火対策の推進	住宅用火災警報器設置率:70%以上	実績	一戸建住宅の戸別訪問を実施した。住宅用火災警報器設置率:66.3%	住宅用火災警報器の設置率を100%とする。新たに集合住宅等を訪問し、併せて未設置住宅等についても継続指導する。
		住宅火災による死者数を減少させるため、住宅用火災警報器の早期設置を推進する。		評価	住宅用火災警報器の設置義務化は周知された。目標とした設置率70%は下回ったが、全国平均以上であり県下ではトップとなった。	
2-2	新	少年・少女防火教育の推進(ファイヤースクール)	—	実績	—	市内小学校へ出向き、防火教育を実施する。
		小学3,4年生を対象とした体験学習型の防火教育を行う。		評価	—	
2-3	◎	小規模社会福祉施設や個室ビデオ店等の遡及対象物の指導	スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の早期設置に向けた指導を強化する。	実績	小規模社会福祉施設については80%以上の設置率となり、個室ビデオ店は90%近い改善率となった。	・違反是正を強化する ・猶予期間が終了するまでに設置率が100%となるよう指導する。
		小規模社会福祉施設や個室ビデオ店等、既存の防火対象物に対し消防設備設置義務が拡大された。		評価	小規模社会福祉施設は、「社会福祉施設等防火安全対策連絡会」を立ち上げ、猶予期間中であるが80%以上の設置率を達成した。	

3. 増加する救急需要に的確に対処し、救命率の向上を目指します。

3-1	○	救急車の適正利用の推進	平成22年中に搬送した傷病者のうち、軽症者の占める割合を50%未満に下げる。	実績	平成22年中に搬送した傷病者のうち、軽症者の占める割合は52.2%で、1.1ポイント減少した。	
		救急車の適正利用の啓発を推進し、軽症者の救急搬送人員の減少を図る。		評価	救急件数の増加に伴い搬送件数も増加したにもかかわらず、軽症者の占める割合を減少させることができたのは、救急車の適正利用をPR等したことによるものだと評価できる。	
3-2	◎	救急業務の高度化推進事業	応急処置範囲の拡大などの救急高度化への対応と2名乗車体制を維持するため救急救命士を2名養成する。	実績	平成21年度末に完了した救急救命士2名配置を維持するため、救急救命士を2名養成し、全救急隊の救急救命士2名配置を維持した。	応急処置範囲の拡大などの救急高度化への対応と2名乗車体制を維持するため救急救命士を2名養成する。
		評価		全救急隊に救急救命士を2名配置するとともに、あらゆる分野で救急救命士の必要性もあることから、適正な配置が行われている。		
		傷病者に対してより高度な救急救命処置の実施を可能にするため、救急救命士の養成・配置並びに気管挿管、薬剤投与認定救急救命士を養成・配置し、救命率の向上を図る。	実績	気管挿管認定救急救命士を6名、薬剤投与認定救急救命士7名を養成し、養成計画どおりの推進ができた。(平成24年度までに全救急隊に1名配置)	全救急隊に配置する養成計画に基づき気管挿管認定救急救命士6名、薬剤投与認定救急救命士6名を養成する。(平成24年度までに全救急隊に1名配置)	
		AEDの更なる設置促進と有効活用を目標とした登録制度の検討。	実績	平成22年8月1日から相模原市AED使用可能施設登録制度を開始し、平成23年3月31日現在で、103の民間施設が登録し、早期除細動ができる状況が増えた。	市内でAEDを設置している民間施設に呼びかけ、AED登録制度に登録していただき、早期除細動を実施し、救命率の向上を図る。	
			評価	公共施設だけではなく、民間施設に設置してあるAEDが使えるようになったことは、非常にメリットが大きい。これからも登録施設の数を増やしていく必要がある。		
3-3	◎	応急手当の普及啓発	バイスタンダー(その場に居合わせた人)による応急手当が救命に効果的であるため、救命講習等の受講者数を年間1万人以上とするよう維持する。	実績	16,984人が救命講習等を受講した。	バイスタンダー(その場に居合わせた人)による応急手当や早期のAEDの実施は、救命率の向上に寄与することから、救命講習等の受講者数を年間1万人以上とするよう維持する。
		救急自動車到着前のバイスタンダーによる応急手当の実施は、救命率に寄与することから、救命講習会等の開催を推進する。		評価	応急手当の必要性について、広く市民に周知することが出来た。	

■ 本年度の主な事業(取組)

【新:H23新規目標】

主な取り組み		部名/課名	内容	事業費(千円)	
1. あらゆる災害から市民のいのち・財産を守ります。					
1-1		消防署所整備事業	消防総務課	藤野分署を移転整備するための実施設計及び用地購入を行う。	83,590
1-2		消防団詰所・車庫整備事業	消防総務課	市内112箇所の消防団詰所・車庫の機能を維持するとともに、老朽化した施設を計画的に整備する。 (城山消防団2箇所、藤野消防団1箇所)	54,793
1-3		消防団員の活動環境の充実及び入団促進	消防総務課	消防団協力事業所表示制度の認定事業所を増やし、消防団員の活動環境の充実と入団促進を図る。	18
1-4	新	特殊災害に対応するため、車両及び資機材の整備	警防・救急課	<ul style="list-style-type: none"> ・救助工作車及び先端屈折はしご付消防自動車を整備する。 ・高度救助用資機材及び特殊救助資機材を整備する。 ・特殊災害等専門的かつ高度な隊員教育を実施する。 	352,500
1-5		デジタル消防救急無線整備事業	指令課	デジタル消防救急無線機の整備に向け、共同整備及び市単独整備の実施設計を実施する。	20,000
2. 火災の発生を未然に防ぐため、火災予防対策の充実に努めます。					
2-1		住宅防火対策事業	予防課	住宅用火災警報器の設置促進に継続して取り組む等、住宅防火対策を推進する。	580
2-2	新	少年・少女防火教育事業 (ファイヤースクール)	予防課	小学3、4年生を対象に、体験学習型の防火教育を行う。	1,736
2-3		違反是正取り組みの強化	予防課	小規模社会福祉施設や個室ビデオ店等の遡及対象物の早期適合を指導する他、違反是正に取り組む。	—
3. 増加する救急需要に的確に対処し、救命率の向上を目指します。					
3-1		救急高度化推進事業	消防総務課 警防・救急課	救急救命士を2名養成する。また、救急救命士の中から、気管挿管・薬剤投与認定救急救命士を養成し、救急隊員の資質向上を図る。	14,520
3-2		AED使用可能施設登録制度の推進	警防・救急課	市内の民間施設に設置してあるAEDをより多く登録していただき、早期除細動を実施し、救命率の向上を図る。	51
3-3		応急手当の普及啓発	警防・救急課	救命率の向上には、バイスタンダーによる適切な応急手当が不可欠であることから、市民へ心肺蘇生法等の応急手当普及啓発を行い、広く普及させる。	6,183